

「予診票」導入について

1. 経過・主旨

「介護保険主治医意見書」はあくまでも意見書作成時の参考情報であり、被保険者の情報把握の程度により主治医が必要性の有無を判断し活用するものです。

2. 「予診票」配布方法

小郡地区においては介護保険認定申請受付時に申請された方へ「予診票」を配布、もしくは更新申請案内時に同封します。大刀洗、北野地区につきましては現時点では小郡三井医師会ホームページよりダウンロードのうえご使用下さい。

3. 費用負担

意見書作成にご活用いただくための「予診票」であるため、申請者に費用負担が発生しないようご配慮願います。

4. 「予診票」にかかる注意点

個人情報保護法に基づき、目的外の使用禁止および守秘義務の取り扱いをお願いします。この予診票の提出は義務ではございませんので、拒否される方や記入が難しい方は提出されない場合がございますので予めご了承ください。

5. 問い合わせ先

ご不明な点などありましたら下記までご連絡をお願いします。

● 小郡三井医師会事務局

0942-72-5534

● 小郡市介護保健課介護保健係

0942-72-2111（内線 452・453）